



環保第178号
令和元年6月12日

防衛大臣
岩屋 肇 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



有機フッ素化合物対策の実施について（要請）

平素より、沖縄県の環境行政及び水道行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、近年、沖縄県環境部及び企業局の調査では、普天間飛行場周辺の湧水等や嘉手納飛行場に隣接する河川等から高濃度の有機フッ素化合物（PFOS、PFOA及びPFHxS。以下「PFOS等」という。）が検出されています。他方、天願川においても、高濃度のPFOS等が検出されており、県民が深く憂慮しているところです。

これまでの調査結果により、嘉手納飛行場に隣接する河川等のPFOS等の汚染については嘉手納飛行場が、普天間飛行場周辺の湧水等のPFOS等の汚染については普天間飛行場が汚染源である可能性が高いと考えております。

PFOSについては、国際的に製造、使用等が原則禁止されており、PFOAについても同様の規制が決定されたことに加え、PFHxSについても規制に向けた議論が始まっています。

国外においては、PFOS等の毒性及び人体への影響をふまえ、米国では米国環境保護庁（USEPA）における飲料水の生涯健康勧告値70ng/Lを始め、州独自の基準値等が設定されており、ドイツ、イギリスなどにおいても指針値等が設定されています。

一方、日本では水道水質基準等は設定されておりません。

また、PFOS等は難分解性であるため、その汚染は長期間に及ぶことが懸念されます。

このような状況の中、県内においてPFOS等が検出された河川・湧水等は、水道水源や地域の憩いの場等として利用されていることから、これらを利用する人々はもとより県民全体の不安は大きなものとなっております。

この問題を解決するためには、汚染原因の究明やPFOS等に係る基準値等の設定など、必要な対策の早急な実施が重要であると考えております。
つきましては、下記のとおり対策を実施していただきますよう要請します。

記

- 1 PFOS等について健康影響を明らかにし、早急に公共用水域・土壤などの環境基準値及び水道水質基準値等を設定すること。
- 2 「在日米軍施設・区域環境調査委託業務」の調査項目にPFOS等を追加すること。
- 3 国において原因究明のための調査を実施し、調査結果に基づく適切な対策を行うこと。
- 4 県が実施する調査などPFOS等対策に係る費用を負担すること。また、過去のPFOS等対策に要した費用を補償すること。
- 5 以下について、在日米軍司令官及び在沖米軍司令官に求めること。
 - (1) 米軍基地内においてPFOS等を使用しないこと。
 - (2) 嘉手納飛行場周辺の河川等及び普天間飛行場周辺の湧水等で高濃度で検出されたPFOS等の汚染源の特定のために行う両飛行場への県職員等の立ち入り及び両飛行場内の水や土壤などの採取を許可すること。
 - (3) 沖縄嘉手納空軍基地第18施設群で実施した文献調査の結果を速やかに県へ提供すること。
 - (4) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において、過去に訓練等でPFOS等を含有した製品の使用履歴（種類、時期、量、場所）を県に情報提供すること。
 - (5) 在沖米軍による嘉手納飛行場及び普天間飛行場の調査の実施、及び汚染が確認された場合は適切な対策を講じること。